

# 2024年度自己点検・評価チェックシート

学部・研究科名： 法学研究科

## 基準1 理念・目的 点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料  |
|------|--|---|
| 5    | <p><b>【自己評価】</b><br/>課程ごと、学位ごとに人材育成その他の教育研究上の目的を設定し、公開している。その内容は、本学の理念を前提とした本研究科の個性・特徴を明示するものであり、また、本学の理念との関係も説明されている。</p> <p><b>【課題】</b><br/>特にない。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b><br/>現状では、特にない。</p> | <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について &gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 1.卒業認定に関する方針）<br/><a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/</a></p> <p>1-①-2：学則別表（人材養成その他の教育研究上の目的）<br/><a href="https://waseda.app.box.com/s/flnm739ws51qw4fo0f6s4fqs9fubfexg">https://waseda.app.box.com/s/flnm739ws51qw4fo0f6s4fqs9fubfexg</a></p> |

### 【評価基準】

| 1                                 | 2                                  | 3  | 4   | 5                                      |
|-----------------------------------|------------------------------------|--|---|--|
| 人材育成その他の教育研究上の目的（以下、「目的」）を設定している。 | ・評価基準1を満たしている。<br>・目的を学則別表に記載している。 | ・評価基準2を満たしている。<br>・目的を学部・研究科単位で設定している。<br>・目的は高等教育機関としてふさわしく、学部・研究科の個性や特徴を示している。 | ・評価基準3を満たしている。<br>・目的と大学の理念との関連性を考慮し、文中に明示している。 | ・評価基準4を満たしている。<br>・目的を課程ごと、学位ごとに定めている。 |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

特にない。

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください） |
|----|----------------------------|
| 4  | 目的を課程ごとに定めていないため、4とした。     |

## 基準1 理念・目的 点検・評価項目②

学部・研究科の目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|------|--|--|
| 4    | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>法学研究科では、人材養成その他の教育研究上の目的について、法学研究科ウェブサイト（資料1-①-1）および大学ウェブサイト（資料1-①-2）で周知を行っており、複数の方法で社会に公表している。但し、目的を箇所内の教職員が定期的を確認する機会の設定には至っていない。</p> <p>研究科の各課程における人材養成その他の教育研究上の目的を複数の方法で公表していることから基準1、基準2、基準3を満たしていると判断している。また、各学期1回FDの機会を設け、教育の質保証のあり方の情報共有と議論をしているが、その際に、DPに照らした教育目標を確認している。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>基準4へ到達するため、研究科の目的を教職員が定期的を確認するための機会の設定について検討中である。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>現時点において、該当する事項はないと判断した。</p> | <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について &gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 1.卒業認定に関する方針）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/foaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/foaw/glaw/about/policy/</a></p> <p>1-①-2：学則別表（人材養成その他の教育研究上の目的）<br/> <a href="https://waseda.app.box.com/s/flnm739ws51qw4fo0f6s4fqs9fubfexg">https://waseda.app.box.com/s/flnm739ws51qw4fo0f6s4fqs9fubfexg</a></p> <p>1-②-1：第4回法学研究科自己点検・評価委員会議事録</p> |

### 【評価基準】

| 1                              | 2                              | 3  | 4  | 5  |
|--------------------------------|--------------------------------|--|--|--|
| 目的を刊行物やウェブサイトなどいずれかの方法で公表している。 | 目的を刊行物、ウェブサイトを含めた複数の方法で公表している。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準2を満たしている。</li> <li>・目的の公表にあたっては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに明示している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準3を満たしている。</li> <li>・目的を箇所内の教職員が定期的を確認する機会を設定している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準4を満たしている。</li> <li>・目的を箇条書きにする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。</li> </ul> |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

基準4へ到達するため、研究科の目的を教職員が定期的を確認するための機会の設定について検討中である。

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

2025年度計画書案として具体化されており、全体FDを春・秋学期各1回実施し、26年1月にはコース別の振り返りも実施する予定である。

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）                                       |
|----|--|
| 1  | 異なる場所ではあるものの、目的の公表がウェブサイトのみとなっているため、1とした。入学案内等でも公表することを検討いただきたい。 |

## 基準2 内部質保証 点検・評価項目①

### 内部質保証のための方針及び手続を定めているか。

○下記の要件を備えた内部質保証のための方針及び手続の設定

- ・内部質保証に関する基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）  | 根拠資料  |
|------|---|---|
| 4    | <p><b>【自己評価】</b><br/>                     法学研究科運営委員会のもとに、法学研究科自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価担当の学術院長補佐（副担当）が委員長を兼ね、また、運営委員会構成員及び法学研究科執行部から委員を選任し、内部質保証の推進に向けた実勢調査と自己評価（C）を立案及び実施する。新年度からは、全学及び学部独自の学生アンケートに加え、ループリックによる実勢調査（教員による抽出された学生の各ポリシーの達成度の評価による）に依ることを決定している。また、調査結果に照らした問題提起を、関連する立案・運営について責任を持つ法学研究科執行部、教務委員会等他の委員会に提案し（PDへの還元）、また、FDを通じて、運営委員会構成員である教員に課題の周知と改善策の検討を促す（法学研究科運営委員会に連携しAの実践）。</p> <p><b>【課題】</b><br/>                     現状では、法学研究科自己点検・評価委員会を発足させ、それ以前に教務主任のもとで進められたポリシーの策定等を引き継いだ段階であるため、今後、内部質保証のための体制を学術院構成員に明確に説明できる工夫、および、適切な機会の設け方の検討が課題である。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b><br/>                     現状では、特になし。</p> | 2-①-1：2023年1月法学研究科運営委員会議事録（13. その他 > (2) 自己点検・評価に関する委員会設置の件）<br>2-①-2：2024年11月19日法学研究科全体FD配布資料<br>2-①-3：第3回法学研究科自己点検・評価委員会議事録<br>2-①-4：2025年1月法学研究科運営委員会資料<br>1-②-1：第4回法学研究科自己点検・評価委員会議事録 |

### 【評価基準】

| 1   | 2   | 3   | 4   | 5  |
|---|---|---|---|--|
| ・内部質保証のための方針および手続を設定している。<br>・内部質保証推進組織をはじめとする内部質保証に関する体制が整備され、各組織の権限・役割が内規等で定められている。 | ・評価基準1を満たしている。<br>・内部質保証体制の各組織が十分に機能するよう、それぞれの役割が定義されている。 | ・評価基準2を満たしている。<br>・内部質保証体制の各組織が十分な連携が図れるよう、それぞれの役割が定義されている。 | ・評価基準3を満たしている。<br>・内部質保証体制を図示化するなど、PDCAの一連のサイクルが明確にされている。 | ・評価基準4を満たしている。<br>・内部質保証のための方針や手続について、所属の教職員に定期的に共有する機会を設けている。 |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

内部質保証のための体制を学術院構成員に明確に説明できる工夫、および、適切な機会の設け方の検討。

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

法学研究科自己点検・評価委員会、FD、及び、法学研究科運営委員会で、内部質保証のための体制を議論し、新年度からの体制を決定した。

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください） |
|----|----------------------------|
| 4  |                            |

## 基準2 内部質保証 点検・評価項目③

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 学部・研究科における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置 計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

| 自己評価     | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|----------|--|--|
| <b>3</b> | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>法学研究科自己点検・評価委員会を定期的開催し、FDの機会、及び、法学研究科運営委員会の決定によって、基準2-①の決定を経たのが現在地である。また、自己点検の客観性の根拠となる、成績等に関するデータ（単位取得率等相対点でないデータ）、学生アンケート、及び、教員による実勢調査（ループリック使用・抽出した学生対象）のあり方について、毎年、法学研究科全体FDで検証と見直しを行っていくこと、それに伴い、必要な範囲でアセスメント・ポリシーを随時見直していくことが決定されている。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>仕組みづくりのレベルでは、特になく、自己点検・評価結果に基づく改善の実践を待つ段階にある。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>現状では特にない。</p> | <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について &gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 1.卒業認定に関する方針 &gt; アセスメント・ポリシーはこちら）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/foaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/foaw/glaw/about/policy/</a></p> <p>2-①-2：2024年11月19日法学研究科全体FD配布資料</p> <p>2-①-3：第3回法学研究科自己点検・評価委員会議事録</p> <p>2-①-4：2025年1月法学研究科運営委員会資料</p> <p>1-②-1：第4回法学研究科自己点検・評価委員会議事録</p> <p>2-③-1：学修成果の可視化に関するアンケート（知財LL.M.）</p> |

### 【評価基準】

| 1   | 2   | 3   | 4   | 5   |
|---|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証の取組が方針と手続きに従って行われている。</li> <li>・点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われている。</li> <li>・文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準1を満たしている。</li> <li>・点検・評価および点検・評価の結果に基づく改善を定期的に行う仕組みを構築している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準2を満たしている。</li> <li>・内部質保証推進組織による改善のための検討が行われ、その結果が箇所内に共有されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準3を満たしている。</li> <li>・点検・評価結果に基づく改善を行っている。</li> <li>・内部質保証のプロセスの客観性・妥当性を確保するための取組を行っている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準4を満たしている。</li> <li>・内部質保証システムに関する自己点検・評価の結果に基づいた取り組みの結果、改善が見られる。</li> </ul> |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

法学研究科で先例のない内部質保証のあり方の検討。

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

上記記載のとおり、仕組みについての検討を行い、決定された。

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価       | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください） |
|----------|----------------------------|
| <b>3</b> |                            |

## 基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目①

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

| 自己評価     | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|----------|--|--|
| <b>3</b> | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>法学研究科では、本学の三大教旨をうけて、ディプロマ・ポリシーを定め、これを「卒業認定に関する方針」として、ウェブサイトで公表している（資料1-①-1）。</p> <p>例えば、博士後期課程では、全学の学位授与方針を踏まえ、①研究水準の発展に寄与する問題を設定する力、②創造性の豊かな研究を展開する力、③研究を適切に管理・発信する力を修得し、④学術を通じて世界と協働する姿勢、⑤高い学術倫理からなる5つの学修成果を設定している。</p> <p>学位授与方針をウェブサイト等で公表していることから基準1を満たす。次に、知識、技能、態度などの要素を含んだ学修成果を設定しており、基準2を満たす。そして、5つの学修成果は全学の学位授与方針と関連性を有しており、基準3を満たしている。</p> <p>基準4は満たしていないが、ディプロマ・ポリシーを科目群と紐づけて提示することで、学生や各種調査への寄与度が高いと考えられる。また、箇条書きや表を用いており、一定程度、評価基準5の内容も実施している。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>今後は、評価基準4を満たすべく、卒業要件の記載のあり方について検討したい。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>必要とされる能力や身につけるべき素養を箇条書きで具体的に記載し、また、各ディプロマ・ポリシーといかなる科目群が関連性を有しているかを明示しており、学生の効果的な科目履修や、各種調査の可視化に寄与している。</p> | <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について &gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 1.卒業認定に関する方針）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/</a></p> |

### 【評価基準】

| 1  | 2   | 3  | 4  | 5  |
|--|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与方針を課程ごと学位ごとに設定している。</li> <li>学位授与方針をウェブサイトや要項等で公表している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準1を満たしている。</li> <li>学位授与方針は、知識、技能、態度などの要素を含んだものとなっている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準2を満たしている。</li> <li>学位授与方針は全学の学位授与方針と関連性を有している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準3を満たしている。</li> <li>学位授与方針に卒業要件、修了要件が明示されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準4を満たしている。</li> <li>箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。</li> </ul> |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

ディプロマ・ポリシーの理念と、客観的な卒業要件との関係をも明示すべく、記載のあり方についての検討。

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

2025年度以降に、ディプロマ・ポリシーの見直しに関する検討を予定しているため、本年度は委員会での問題提起にとどめた。

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価       | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください） |
|----------|----------------------------|
| <b>3</b> |                            |

## 基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目②

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- 教育課程の体系、教育内容
- 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

| 自己評価     | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|----------|--|--|
| <b>3</b> | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>法学研究科では、三大教旨（学問の独立、学問の活用、模範国民の造就）、卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めて、ウェブサイトで公表している（資料1-①-1、4-②-1）。法学研究科では、MD一貫指導体制を中心に、法学研究者養成が主たる使命であることを明記しつつ、多様化した入学ルート・進路希望に合わせた履修が可能であることも併記するとともに（資料4-②-2）、課程（学位）ごとに詳細なカリキュラム・ポリシーを設定している（資料4-②-1）。また、研究倫理教育を博士後期課程1年次に受講することを推奨している旨、ウェブサイトで公表している（資料4-②-1「MD一貫指導体制とは」掲載のPDFファイル参照）。</p> <p>学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針をウェブサイト等で公表していることから基準1、2を満たしていると判断している。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>基準4に到達するため、法学研究科における履修モデルの詳細化やカリキュラムマップの作成などを現在検討中である。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>英語での教育を行う法学研究科LL.Mコースについては、Program Objectivesに即したOur Curriculumを英語表記でも公開している（資料4-②-2）。</p> <p>基準3を満たしていないが、基準4を満たす取り組みを行うことができていると判断し、グッドプラクティスとしている。</p> | <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について &gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 2.教育課程の編成・実施の方針）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/</a></p> <p>4-②-1：法学研究科Webサイト（研究科について &gt; 法学研究科の特色 &gt; 法学研究科の特色）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/feature/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/feature/</a></p> <p>4-②-2：法学研究科Webサイト（LL.M. in Asian Economic Integration and Law &gt; About the Waseda LL.M. &gt; Program Objectives / Our Curriculum）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/en/about_llm/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/en/about_llm/</a></p> |

### 【評価基準】

| 1  | 2  | 3  | 4   | 5 |
|--|--|--|---|---|
| <p>・教育課程の編成・実施方針を課程ごと、学位ごとに設定している。</p> <p>・教育課程の編成・実施方針をウェブサイトや要項等で公表している。</p> | <p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・教育課程の編成・実施方針は、編成に関する考え方、実施に関する基本的な考え方を含んでいる。</p> <p>・学位授与方針との連関性を確認することができる。</p> | <p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・教育課程の編成・実施方針に教育課程の体系、教育内容、構成する授業科目区分、授業形態等を記載している。</p> | <p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。</p> | / |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

基準3に到達するため、法研における履修モデルの詳細化やカリキュラム・マップの作成などを現在検討中である。

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

カリキュラム・マップの作成には至らなかったが、ループリック作成に際して、履修モデル等の再検証を行った。

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価       | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）             |
|----------|--|
| <b>2</b> | 各課程、学位で掲げている学修成果との連関性が網羅されていないため、2とした。 |

## 基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目③

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

| 自己評価  | 取り組み状況（目安400字程度以内）  | 根拠資料   |
|---|---|--|
| <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>MD一貫制による研究者養成プログラムである修士課程、博士後期課程、及び、社会人に対するリカレント教育プログラムである修士課程の「特定課題」及びLL.M.にわけ、それぞれの教育課程の編成・実施方針に沿った授業科目が設置されており、各目的に照らし合理的なリサーチワークとコースワークの配分が行われている。研究倫理教育科目は、修士課程およびLL.M.の初年度の必修科目とされており、その趣旨をディプロマ・ポリシーに記載すると共に、シラバスに詳細を記載している。修士課程及び博士後期課程は研究者養成を目的としていることから、研究力や研究倫理の修得自体が職業的自立につながる。また、LL.M.および、修士課程の「研究課題」は、社会人経験者に対する高度な技能の鍛錬の場を提供するリカレント教育を目的とし、社会的ないし（非研究職である）職業的自立・還元を主目的とする教育内容となっている。</p> <p>なお、評価が難しいのは、博士後期課程である。そのみで見た場合には、充足していない評価基準項目が複数ある。しかし、博士後期課程は、MD一貫制をとる研究者養成プログラムの一部としての位置づけであり、修士課程での教育内容との一貫性を重視した評価をすべきである。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>MD一貫制ではあるが、日本人と留学生とを問わず博士後期課程からの入学も可能である。本学の修士課程修了と同等の教育を受け能力を有する者の受入れが前提となっているが、その実質を担保するのは入学試験による選抜のみである。この点が、上記制度の穴にならないよう、制度的手当てを引き続き検討していく必要がある。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>法科大学院の設置による法学研究科の再編に伴い、MD一貫制による研究者養成プログラムを導入した。全国的に稀有な法学研究者養成プログラムとなっている。</p> | <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について &gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 2.教育課程の編成・実施の方針）</p> <p><a href="https://www.waseda.jp/foLaw/gLaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/foLaw/gLaw/about/policy/</a></p> <p>4-③-1：2024年度大学院法学研究科要項_P.22、P.23（1. 修士課程・2. 博士後期課程）</p> <p>4-③-2：「法学研究の基礎I」のシラバス</p> <p><a href="https://www.wsl.waseda.jp/syllabus/JAA104.php?pKey=3301007100012024330100710033&amp;pLng=jp">https://www.wsl.waseda.jp/syllabus/JAA104.php?pKey=3301007100012024330100710033&amp;pLng=jp</a></p> |

**【評価基準】**

| 1                                 | 2  | 3   | 4   | 5   |
|-----------------------------------|--|---|---|---|
| 教育課程の編成・実施方針と授業科目・教育課程の関連性を確認できる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準 1 を満たしている。</li> <li>・教育課程の編成・実施方針に記載されている内容の科目が設置されている。</li> <li>・科目区分と設定されている授業時間数、単位数が適切である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準 2 を満たしている。</li> <li>・学修成果の獲得という観点から必修科目や専門科目が適切に設置されている。</li> <li><b>【学部】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初年次教育に配慮した科目や教養科目、共通科目等が適切に配置されている。</li> </ul> </li> <li><b>【研究科】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサーチワークとコースワークが適切に組み合わせられている</li> <li>・1年次に研究倫理教育を受講することを要項等に記載している。</li> </ul> </li> <li><b>【専門職】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理論教育と実務教育のバランスに配慮している。</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準 3 を満たしている。</li> <li>・学修成果の獲得という観点を踏まえて順次性や体系性に配慮した教育課程が編成されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準 4 を満たしている。</li> <li>・社会的および職業的自立を図るための教育を行っている。</li> </ul> |

**【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】**

|  |
|--|
| <p><b>■前年度の課題</b></p> <p>教育課程の編成方針については特にないが、入試制度との連動を見直す必要がある。</p> <p><b>■指摘事項に対する取り組み状況</b></p> <p>教員による実勢調査（ループリック）に入試にかかわる項目を入れることで対応を試みた。</p> |
|--|

**【大学点検・評価委員会による評価】**

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください） |
|----|----------------------------|
| 3  |                            |

## 基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目④

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、事前事後の学修の指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|------|--|--|
| 3    | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>MD一貫性の修士・博士後期課程（研究者養成）、修士課程の「特定課題」・知財LLM（国内のリカレント）、東アジア法LLM（国際のリカレント）にわかれる各プログラムにつき、編成・実施方針に基づく体系的で適切なクラス設定が行われている。登録単位数やシラバスの記載項目も事務所およびシステムによって確保されている。</p> <p>研究者養成プログラムでは、学生の修士論文計画書提出・報告に対する指導を前提とした研究計画の明示にはじまり、MD一貫性による後期博士課程の終了までに、数度の見直しの機会を制度的に設けている。</p> <p>リカレント・プログラムでは、各特定課題、LL.M.ごとに、実務家・海外講師の招聘など具体的な実技的能力育成の工夫をしている。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>上記「コースワーク」は、評価基準の用語でいうと、リサーチワークの制度的な「コース」化を意味する。外部的な説明の明確化のために、標準的な名称に変えるなど、用語の整理検討も必要であると思われる。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>各学位論文の執筆に関する「コースワーク」により、研究指導体制を制度化および可視化している。</p> | <p>4-③-1：2024年度大学院法学研究科要項_P.15（登録制限単位数：三専攻）、P.19（単位の実質化）、P.20（登録制限単位数：先端法学専攻）、P.22（年間スケジュール）</p> <p>4-④-1：シラバス作成依頼文書（各項目への入力指示およびディプロマ・ポリシーとの関連性）</p> <p>4-④-2：MD一貫指導体制とは<br/> <a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/assets/uploads/2016/02/24b9895e5e89972b32412dc660c604f4.pdf">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/assets/uploads/2016/02/24b9895e5e89972b32412dc660c604f4.pdf</a></p> |

### 【評価基準】

| 1   | 2   | 3  | 4  | 5  |
|---|---|--|--|--|
| <p>教育課程の編成・実施方針と教育方法の関連性が確保されている。</p> <p>・授業内容・形態に配慮したクラス規模を設定している。</p> | <p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・年間の登録単位数が50単位を超過している学生について申し合わせに定める区分に応じて対応している。</p> <p>・シラバスチェックリストを活用し、記載項目に漏れがないか組織的に確認を行っている。</p> | <p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・授業外における学習に対する指導体制を構築している。</p> <p><b>【研究科】</b></p> <p>・研究指導計画を学生に明示している。</p> <p><b>【専門職】</b></p> <p>・実務的能力育成のための教育上の工夫を行っている。</p> | <p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・各科目の到達目標とDPで定める学修成果などポリシーとシラバス記載内容の整合性が確保されている。</p> <p>・学修成果の獲得という観点から、適切な授業方法、形態が採用され、実施されている。</p> <p><b>【研究科】</b></p> <p>・研究指導計画に基づき研究指導を実施している。</p> | <p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>・学位プログラムとしての順次性・体系的に配慮した科目の配置が行われている。</p> <p><b>【学部】</b></p> <p>・対話型、問題発見・解決型授業の割合が75%を超過している。</p> <p><b>【研究科】</b></p> <p>・研究指導計画について定期的に見直しを行っている。</p> |

## 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

### ■前年度の課題

コースワークの名称の再検討。

### ■指摘事項に対する取り組み状況

本年度は、教育の質保証の体制づくりに注力したため、名称の再検討には至らなかった。

## 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）   |
|----|--|
| 4  | 根拠書類を精査の結果、貴学部では、組織的にシラバスチェックを実施していることが確認できた。また、単位の実質化に抵触する学生との面談についても、面談必須の学生については全員実施いただいていることも確認できた。なお、評価基準「3」の「授業外における学習に対する指導体制を構築している」については、今回は「Webシラバス入力に関する留意点」の「事前・事後学修の内容」を踏まえてクリアしていると解釈したが、評価のポイントとしては、オフィスアワーの設置やクラス担任制度等を想定していたため、もしそのような取り組みを実施されている場合は、次年度以降、是非記載頂きたい。 |

**基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑤-1**

**成績評価、単位認定を適切に行っているか。**

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

| 自己評価  | 取り組み状況（目安400字程度以内）  | 根拠資料   |
|---|---|--|
| <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p> | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>事前事後の学修を含めた単位制度の趣旨について教員・学生への周知・徹底を行っている。また、MD一貫制の修士課程・博士後期課程、特定課題、LL.M.でそれぞれ、単位認定に関する申し合わせがある。単位認定は、成績評価基準に基づいており、学生にも周知されている。</p> <p>もっとも、可視化に関連する科目その他、評価基準に関する例外となる特別な科目を設定しているわけではない。また、成績基準の客観性を示すような取り組みは行われていない。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>履修人数や科目の特性に応じて絶対評価を用いる柔軟な運用を行っているが、「学修成果の可視化に関連する科目」は特に設けていない。また、各科目にルーブリックを使用した成績評価を求めることもしていない。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>現状では特にない。</p> | <p>4-③-1：2024年度大学院法学研究科要項_P19（単位認定・単位制度）</p> <p>4-⑤-1-1：2024年度春学期科目の採点について</p> |

**【評価基準】**

| 1  | 2   | 3   | 4   | 5  |
|--|---|---|---|--|
| <p>・事前事後の学修を含めた単位制度の趣旨について教員・学生への周知・徹底を行っている。</p> <p>・既修得単位の認定について箇所内で明確なルールを定めている。</p> <p><b>【学部】</b></p> <p>・「学部教育における成績評価基準に係わる申し合わせについて」に基づいた運用を行っていない。</p> <p><b>【研究科】</b></p> <p>・成績評価基準を定めていない。</p> | <p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・既修得単位の認定に関するルールについて、要項等で学生に周知している。</p> <p>・成績評価基準に基づいた運用を行っている。</p> | <p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・学修成果の可視化に関連する科目については絶対評価を用いるなど科目の性質に応じた柔軟な運用を行っている。</p> | <p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・成績評価を行うにあたって、ルーブリックを使用するなど、客観性を確保するための取り組みを行っている。</p> | <p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>・各科目における成績分布を箇所内で共有し、適切な成績評価が行われているか確認する仕組みを構築している。</p> |

## 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

### ■前年度の課題

必ずしも客観的な成績評価に適さない科目を含めた、全体の成績評価の客観性確保の方法について、FDなどで、アイデアの共有をするなど、制度的な検討を要する。

### ■指摘事項に対する取り組み状況

過多にならない範囲のFDの機会につき、本年度は、可視化の体制の検討に注力し、各科目の成績評価の客観化について議論する余裕がなかった。

## 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください） |
|----|----------------------------|
| 3  |                            |

**基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑤-2**

**学位授与を適切に行っているか。**

○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

| 自己評価  | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> | <p><b>【自己評価】</b><br/>修士論文、博士論文（課程博士）のそれぞれについて、研究指導の方法、スケジュール、学位論文の審査基準を公表しており、指導段階における指導教授、副指導教授、審査段階における主査と副査も定められかつ明示されている。学位授与の認定にあたっては、ルーブリックに基づく評価が行われている。</p> <p><b>【課題】</b><br/>ルーブリック評価は公開されていない。対外的な可視化に向けた検討も必要であると思われる。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b><br/>各学位論文に向けた「コースワーク」が、学位授与の適切さを担保する制度的手当てとなっている。</p> | <p>4-③-1：2024年度大学院法学研究科要項P.11～13（修了要件）、P.22（研究指導の方法やスケジュール）、P.25（学位論文等の審査基準）、P.59-62（学位授与の責任体制・手続き）、P.63-64（副指導教員等）</p> <p>4-⑤-2-1_修士論文判定書（3月修了用）_sample</p> |

**【評価基準】**

| 1  | 2   | 3   | 4   | 5   |
|--|---|---|---|---|
| <p>・卒業・修了の要件を定めている。</p> <p>・卒業・修了の要件を刊行物、ウェブサイト等で公表している。</p> <p>・既修得単位数について上限を超えて認定されないような仕組みを設定している。</p> <p><b>【研究科】</b></p> <p>・研究指導の方法やスケジュールを定めている。</p> <p>・学位論文等の審査基準を公表している。</p> | <p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・学位授与の責任体制・手続きについて定めている。</p> <p>・既修得単位の認定について箇所内での基準・手続き方法を定め、要項等で周知している。</p> <p><b>【研究科】</b></p> <p>・研究指導の方法やスケジュールを学生にあらかじめ明示している。</p> <p>・学位論文の審査基準を学生に文書等であらかじめ明示している。</p> | <p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・学位授与の責任体制・手続きを要項等で明示している。</p> | <p>・評価基準3を満たしている。</p> <p><b>【学部】</b></p> <p>・卒業論文等について複数の教員で審査するなど組織的な審査体制を構築している。</p> <p><b>【研究科】</b></p> <p>・副指導教員を置くなど研究指導体制の充実を図っている。</p> | <p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>・学位授与の認定にあたってルーブリック評価を行うなど、客観性、透明性の確保のための工夫を行っている。</p> |

**【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】**

**■前年度の課題**

ルーブリック評価の公表について検討する。

**■指摘事項に対する取り組み状況**

過多にならない範囲のFDの機会につき、本年度は、可視化の体制の検討に注力し、審査基準の公開方法について議論する余裕がなかった。

**【大学点検・評価委員会による評価】**

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）             |
|----|--|
| 2  | 各課程、学位で掲げている学修成果との関連性が網羅されていないため、2とした。 |

## 基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

- 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
- 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|------|--|--|
| 4    | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>DPに示した学修成果の可視化のあり方について、来年度以降の体制を見直した。①卒業生に対する独自アンケート（継続）、②大学研究総合センターによる数種の学生アンケート（一部新制度）、③学生全員（修士課程終了又は退学時、博士課程標準年限の3年次）について、指導教員がルーブリックを用いて行うDP達成度の実勢調査（ルーブリック項目について、記述欄を設け、今後の指標策定に向けた情報収集を兼ねる）、④修士論文及び博士論文の提出率などの客観データを用いた測定、を行う準備をしている。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>新たに策定した学修成果の可視化の方法を実践すること。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>ルーブリックを用いた教員による実勢調査。研究科としてスタートアップの制度であり、今後の発展可能性を見込んでいる。</p> | <p>2-①-3：第3回法学研究科自己点検・評価委員会議事録</p> <p>2-①-4：2025年1月法学研究科運営委員会資料</p> <p>1-②-1：第4回法学研究科自己点検・評価委員会議事録</p> |

### 【評価基準】

| 1                                | 2   | 3  | 4  | 5  |
|----------------------------------|---|--|--|--|
| <p>・学修成果の指標および可視化の方法を検討している。</p> | <p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・学修成果の指標および可視化の方法を定めている。</p> <p>・学位授与方針で示した学修成果と可視化の方法の関連性が明確である。</p> <p>・可視化の方法が多角的かつ適切な方法となっている。</p> | <p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・学修成果の指標および可視化の方法が専門分野の性質に応じた適切なものとなっている。</p> | <p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・間接評価と直接評価を組み合わせて可視化を行っている。</p> | <p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>・直接評価と間接評価の相関分析などによりデータの妥当性を検証している。</p> <p>・経年比較などを行っている。</p> |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

学修成果の可視化の意味と方法について、検討を要する。

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

法学研究科自己点検・評価委員会、FD、法学研究科運営委員会において、取り組み状況欄記載の通りに新体制を策定した。

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）   |
|----|--|
| 3  | <p>ディプロマ・ポリシーの学修成果1～9について、学生の達成度を教員がルーブリックを用いて採点する仕組みの導入を決定されており、専門分野の性質に応じた適切なものを設定いただいていることから、評価基準2と3を満たしていることが確認できたため、「3」に改定した。教員のルーブリック調査を実施いただくことで、次年度は、実績として4を目指していけると考える。</p> |

## 基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|------|--|--|
| 4    | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>基準4⑥記載のとおり、DPの達成を最終目標とする学修成果の測定・可視化に関する新たな方法を策定した。今後、法学研究科自己点検・評価委員会が、データの分析を行い、データからうかがえるありうる論点を、教育課程等について責任を持つ法学研究科内の組織（執行部・教務委員会等）に提示し、検討の必要性の判断を依頼する。検討が必要であると判断された論点について、法学研究科自己点検・評価委員会が全体FDを企画、運営し、構成員に問題意識を共有すると共に、改善策について議論を促す。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>基準4⑥記載の実勢調査等の体制は、本年度策定したばかりであり、上記の実践は、2025年度以降となる。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>現状では特にない。</p> | <p>2-①-3：第3回法学研究科自己点検・評価委員会議事録</p> <p>2-①-4：2025年1月法学研究科運営委員会資料</p> <p>1-②-1：第4回法学研究科自己点検・評価委員会議事録</p> |

### 【評価基準】

| 1  | 2   | 3   | 4   | 5   |
|--|---|---|---|---|
| ・教育課程の内容、方法等の自己点検・評価の体制・方法等について検討を行っている。 | ・評価基準1を満たしている。<br>・教育課程の内容、方法等の自己点検・評価の体制・方法等について内規等で定めている。 | ・評価基準2を満たしている。<br>・学修成果の可視化を定期的に行い、その評価結果を教育課程の検討を担う組織にフィードバックしている。 | ・評価基準3を満たしている。<br>・点検・評価結果を踏まえ、教育課程の改善・向上に向けた検討に着手している。 | ・評価基準4を満たしている。<br>・点検・評価結果を踏まえた教育課程の改善・向上の実績がある。また、定期的に改善・向上を検討するサイクルが確立している。 |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

自己点検の制度化ないし可視化

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

特段指摘はなかったが、上記の通り、本年度は自己評価のためのルーブリックを策定することができている。

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）  |
|----|---|
| 2  | ご提出いただいた資料が、ルーブリックによる実勢調査をこれから実施する旨の提案資料であり、実際の学習成果の可視化結果を報告している資料ではありませんでしたので、評価案と同様に「2」とした。 |

## 基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目①

### 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
  - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
  - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料  |
|------|--|---|
| 4    | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>アドミッション・ポリシーを策定しそれを公開することで、学生の受け入れ方針、求める学生像、受入れ方針を明示している。他のポリシーとも一貫性がある。</p> <p>受け入れ方針に、入学形態ごとの説明を付することで、入学前の学習歴、学力水準、能力、判定方法について明示している。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>理解しやすさへの配慮という点では、検討の余地がある。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>現状では特にない。</p> | <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について &gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 3.入学者受入方針）</p> <p><a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/</a></p> |

### 【評価基準】

| 1   | 2  | 3   | 4  | 5  |
|---|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・課程ごとに学生の受け入れ方針を設定している。</li> <li>・学生の受け入れ方針を刊行物やウェブで公表している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準1を満たしている。</li> <li>・学生の受け入れ方針に、求める学生像を明示している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準2を満たしている。</li> <li>・学位ごとに学生の受け入れ方針を定めている。</li> <li>・他のポリシーとの一貫性が確保できている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準3を満たしている。</li> <li>・学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力、判定方法についても明示している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準4を満たしている。</li> <li>・箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。</li> </ul> |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

理解しやすさへの配慮という点では、検討の余地がある。

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください） |
|----|----------------------------|
| 4  |                            |

## 基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
  - ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
  - ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

| 自己評価     | 取り組み状況（目安400字程度以内）  | 根拠資料   |
|----------|---|--|
| <b>5</b> | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>受け入れ方針と適切な関連性がある選抜制度がとられ、制度的に運営されている。公正に実施されている。また、経済的支援に関する情報提供も行われている。</p> <p>方針に沿った学生を受け入れていることを客観的に示す資料として、来年度から実施予定のループリックを使用した教員による実勢調査に、入試の適正に関する項目を含めることを決定した。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>特にない。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>現状では特にない。</p> | <p>5-②-1：法学研究科Webサイト（受験生の方へ &gt; 入学試験情報）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/applicants/admission/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/applicants/admission/</a></p> <p>5-②-2：入学センターWebサイト（授業料等）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/inst/admission/graduate/fees/">https://www.waseda.jp/inst/admission/graduate/fees/</a></p> <p>5-②-3：早稲田大学 大学院・社会人教育   総合インフォメーション &gt; Support System 安心して学べる仕組み — 各種サポート体制 —<br/> <a href="https://continuing-ed.w.waseda.jp/">https://continuing-ed.w.waseda.jp/</a></p> |

### 【評価基準】

| 1                                   | 2  | 3  | 4  | 5   |
|-------------------------------------|--|--|--|---|
| <p>・学生の受け入れ方針と選抜制度に関連性が確保されている。</p> | <p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・学生の受け入れ方針を具現化するための運営体制を整備している。</p> | <p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・整備された運営体制のもと入学者の選抜が公正に実施されている。</p> <p>・費用や経済的支援に関する情報提供を行っている。</p> | <p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・方針に沿った学生を受け入れていることをデータにより確認している。</p> | <p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>・学生の受け入れ方針を具現化するための運営体制の見直しを行っている。</p> |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

根拠資料として用いることができるよう、ループリックの策定を行った。

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価       | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）                            |
|----------|---|
| <b>1</b> | 学生の受け入れ方針を具現化するための運営体制とその公正な実施に関する資料が確認できなかったため、1とした。 |

## 基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）  | 根拠資料   |
|------|---|--|
| 2    | <p><b>【自己評価】</b><br/>是正勧告や改善課題に抵触しておらず、例年の合格者数や各教員の指導学生数等を考慮した慎重な合格者の判断を行っている。しかし、収容定員と在籍学生数の齟齬が生じた場合の対応策については検討ができていない。</p> <p><b>【課題】</b><br/>特になし。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b><br/>特になし。</p> | <p>5-③-1：5年間の入学者数推移（入学定員に対する入学者数比率）まとめ</p> <p>5-③-2：学生に関する情報（大学Web）</p> <p><a href="https://www.waseda.jp/top/about/disclosure/students">https://www.waseda.jp/top/about/disclosure/students</a></p> |

### 【評価基準】

| 1  | 2  | 3   | 4   | 5 |
|--|--|---|---|---|
| <p>・収容定員に対する在籍学生数比率の管理を行っている。</p> <p><b>【学部】</b></p> <p>・入学定員充足率の5年平均もしくは収容定員充足率が、是正勧告に該当する基準（注1）をクリアしている。</p> | <p>・評価基準1を満たしている。</p> <p><b>【学部・研究科】</b></p> <p>・入学定員充足率の5年平均もしくは収容定員充足率が、改善課題に該当する基準（注2）をクリアしている。</p> | <p>・評価基準2を満たしている。</p> <p><b>【学部・研究科】</b></p> <p>・収容定員と在籍学生数に齟齬が生じた場合の対応方法やフローを確立している。</p> | <p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・3つのポリシーなどに基づいて、あるべき収容定員数について意見交換を行う機会を設定している。</p> | / |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

|                        |
|------------------------|
| <p>■前年度の課題</p>         |
| <p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> |

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください） |
|----|----------------------------|
| 2  |                            |

## 基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）  | 根拠資料   |
|------|---|--|
| 2    | <p><b>【自己評価】</b><br/>受け入れ方針と適切な関連性がある選抜制度がとられ、制度的に運営されている。公正に実施されている。また、経済的支援に関する情報提供も行われている。今後の入試委員会や法学研究科自己点検・評価委員会等での点検・評価に先立ち、2024年度は研究者養成に関する諮問グループを設置し入試の在り方の検討を行った。法学研究科自己点検・評価委員会としては、方針に沿った学生を受け入れていることを客観的に示す資料として、来年度から実施予定のルーブリックを使用した教員による実勢調査に、入試の適正に関する項目を含めることを決定した。</p> <p><b>【課題】</b><br/>特になし。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b><br/>特になし。</p> | <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について &gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 3.入学者受入方針）<br/><a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/</a></p> <p>5-④-1：2024年10月法学研究科運営委員会資料</p> <p>2-①-3：第3回法学研究科自己点検・評価委員会議事録</p> <p>2-①-4：2025年1月法学研究科運営委員会資料</p> |

### 【評価基準】

| 1  | 2  | 3  | 4  | 5   |
|--|--|--|--|---|
| ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセスについて検討している。 | ・評価基準1を満たしている。<br>・学生の受け入れに関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセスを内規等で定めている。 | ・評価基準2を満たしている。<br>・学生の受け入れに関する自己点検・評価を定期的に行っている。 | ・評価基準3を満たしている。<br>・学生の受け入れに関する自己点検・評価の結果に基づき、改善に取り組んでいる。 | ・評価基準4を満たしている。<br>・学生の受け入れに関する自己点検・評価の結果に基づき、定期的な改善実績がある。 |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

#### ■前年度の課題

#### ■指摘事項に対する取り組み状況

自己点検・評価の基準やプロセスなどについて客観的な資料に残せるよう準備を進めている。

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください） |
|----|----------------------------|
| 2  |                            |

## 基準6 教員・教員組織 点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

○求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

| 自己評価 | 取り組み状況（目安400字程度以内）  | 根拠資料  |
|------|---|---|
| 5    | <p><b>【自己評価】</b><br/>教員組織の編制に関する方針は、「法学研究科教員組織の編制に関する方針」に定められている。学生を啓発し、その能力を高める教育を実現するために、研究教育能力と人格識見の高さを採用の中核基準としつつ、ジェンダーや年齢のバランスにも配慮して採用を行っている。教員の採用は、4年程度を目安として中期人事計画を立てて行い、定期的に見直しをしている。採用の手続は厳格であり、人事計画策定委員会が人事計画を立て、その上に、法律科目については法律科目人事委員会が候補者を選び、それを法学学術院教授会で決定している。</p> <p><b>【課題】</b><br/>特になし。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b><br/>法学研究科の教員の多くは法学部や法務研究科（2025年度より法曹養成専攻）での指導にもあたることから、常に各箇所が連携し、法学学術院全体の教育がどうあるべきかに照らして中期人事計画の立案や採用をしている。</p> | <p>6-①-1：法学研究科教員組織の編成に関する方針</p> <p>6-①-2：法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学学術院細則</p> <p>6-①-3：公益財団法人 末延財団寄付講座遂行における法学研究科任期付教員の公募人事に関する内規</p> <p>6-①-4：法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学学術院細則</p> <p>6-①-5：法学学術院法律科目人事委員会設置要綱</p> <p>6-①-6：法学学術院法律科目人事計画策定委員会設置要綱</p> <p>6-①-7：法学学術院 法律科目人事委員会の運営に関する内規</p> |

### 【評価基準】

| 1                            | 2  | 3   | 4   | 5   |
|------------------------------|--|---|---|---|
| 各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を定めている。 | ・評価基準1を満たしている。<br>・各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針において求める教員像を提示している。 | ・評価基準2を満たしている。<br>・各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を箇所内で適切に共有している。 | ・評価基準3を満たしている。<br>・教員組織の編制に関する方針について定期的に点検・評価を行う体制となっている。 | ・評価基準4を満たしている。<br>・教員組織の編制に関する方針についての点検・評価の結果に基づき、定期的な改善を行っている。 |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

|   |
|---|
| <p>■前年度の課題</p>  |
| <p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>2025年度からの組織再編に伴い、法学学術院の人事関連内規の新規策定や見直しを行っている。</p> |

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）  |
|----|---|
| 3  | <p>教員像などを含めた教員組織の編制方針を定められており、また、箇所で適切に共有していることが確認できたため、「3」に改定した。なお、評価基準4については、教員組織の編制に関する方針について定期的に点検・評価を行っている事が分かる会議資料などを確認できた場合、「4」を満たすと考えている。</p> |

**基準6 教員・教員組織 点検・評価項目②**

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

- 学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
  - ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
  - ・各学位課程の目的に即した教員配置
  - ・国際性、男女比
  - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
  - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
  - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
  - ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- 教養教育の運営体制

| 自己評価     | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料  |
|----------|--|---|
| <b>5</b> | <p><b>【自己評価】</b><br/>専任教員の設置基準を満たしたうえで、年齢構成、授業負担のバランスにも配慮し、科目の特性を踏まえた適切な配置が行われている。教員の採用にあたっては、職位や採用区分に応じた細則が定められており、法学研究科が定めた教員組織の編制方針や法学学術院の中期人事計画に沿ったものであるが各種委員会で厳格に審査される。国際性、男女比については評価が難しいが、科目の特性（国内法や司法試験科目であること）や、全国の研究者の男女比の現実を踏まえつつ、あるべきバランスを熟慮して採用を行っており、現状では適切な配置である。</p> <p><b>【課題】</b><br/>特になし。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b><br/>大学院法学研究科の教員の多くは法学部や法務研究科（2025年度より法曹養成専攻）での指導にもあたることから、常に各箇所が連携し、法学学術院全体の教育がどうあるべきかに照らして中期人事計画の立案や採用をしている。</p> | <p>6-①-2：法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学学術院細則</p> <p>6-①-3：公益財団法人 末延財団寄付講座遂行における法学研究科任期付教員の公募人事に関する内規</p> <p>6-①-4：法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学学術院細則</p> <p>6-①-5：法学学術院法律科目人事委員会設置要綱</p> <p>6-①-6：法学学術院法律科目人事計画策定委員会設置要綱</p> <p>6-①-7：法学学術院 法律科目人事委員会の運営に関する内規</p> <p>6-②-1：法学研究科／法務研究科ホームページ内教員紹介<br/><a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/faculty/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/faculty/</a></p> |

**【評価基準】**

| 1   | 2  | 3  | 4  | 5  |
|---|--|--|--|--|
| <p>・専任教員数または教授数が設置基準を満たしている。</p> <p><b>【専門職】</b><br/>・実務家教員が適切に配置されている。</p> | <p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・教員組織の編制方針に則った採用活動を行っている。</p> | <p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・各学部・研究科の教員組織の編成に関する方針に基づく適切な教員編成となっている。（課程の目的、主要な授業科目への専任教員の配置、研究科担当教員の資格の明確化）</p> | <p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・国際性、男女比、年齢構成、各教員の授業負担のバランスの観点において適切に教員を配置している。</p> | <p>・評価基準4を満たしている。</p> <p><b>【学部】</b><br/>・教養科目や共通科目等の運営についての体制を構築している。</p> |

**【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】**

|                        |
|------------------------|
| <p>■前年度の課題</p>         |
| <p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> |

**【大学点検・評価委員会による評価】**

| 評価 | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）   |
|----|--|
| 3  | 教員組織の編制方針に基づいた採用を行われており、また、方針に基づく適切な教員編制となっていることが確認できたため、「3」に改定した。 |

## 基準6 教員・教員組織 点検・評価項目③

### 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
- 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

| 自己評価     | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|----------|--|--|
| <b>5</b> | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>募集、採用、昇任等に関する基準や手続を規律し、規定に基づく運用がなされている。2025年度に予定されている組織再編に備え、法学大学院の人事関連内規の新規策定や見直しを行っている。内規では、職位や採用区分に応じて細則を定め、4年程度を目安に見直しが行われる中期人事計画に沿って、一部に公募制を導入したり、教員の昇任基準を明確にしたりするなど、定期的な見直しや改善を行っている。法学系では、科目によって公募よりも推薦の方が適切である場合も多い。この場合にも、教員組織の編制上求められる教員の特性と、客観的な能力の評価に配慮し、教員の嘱任に関する各種細則を定めるなど厳格な運用を行っている。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>特になし。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>法学研究科の教員の多くは法学部や法務研究科（2025年度より法曹養成専攻）での指導にもあたることから、常に各箇所が連携し、法学大学院全体の教育がどうあるべきかに照らして中期人事計画の立案や採用をしている。</p> | <p>6-①-2：法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学大学院細則</p> <p>6-①-3：公益財団法人 末延財団寄付講座遂行における法学研究科任期付教員の公募人事に関する内規</p> <p>6-①-4：法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学大学院細則</p> <p>6-①-5：法学大学院法律科目人事委員会設置要綱</p> <p>6-①-6：法学大学院法律科目人事計画策定委員会設置要綱</p> <p>6-①-7：法学大学院 法律科目人事委員会の運営に関する内規</p> <p>6-③-1：早稲田大学教員任免規則（昇任人事）</p> |

### 【評価基準】

| 1                           | 2   | 3  | 4   | 5   |
|-----------------------------|---|--|---|---|
| ・募集、採用、昇任等に関する基準や手続きを定めている。 | ・評価基準1を満たしている。<br>・募集、採用、昇任等に関する基準や手続きを定め、規定化することにより箇所内で共有している。 | ・評価基準2を満たしている。<br>・規定に基づき、募集、採用、昇任等の実施が行われている。 | ・評価基準3を満たしている。<br>・規定や運用について定期的に自己点検・評価を行う体制となっている。 | ・評価基準4を満たしている。<br>・点検・評価の結果を踏まえて定期的な改善を行っている。 |

### 【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

|   |
|---|
| <p>■前年度の課題</p>  |
| <p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>法務研究科の法学研究科法曹養成専攻への改編に基づき見直しを行った。</p> |

### 【大学点検・評価委員会による評価】

| 評価       | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）  |
|----------|---|
| <b>3</b> | <p>規程や運用について見直しを行っていることは確認できるが、点検・評価の結果、明らかになった課題などを検討のうえで見直しに至ったことが明らかではない。また、教員組織に関する点検・評価、点検・評価結果に基づいて改善の検討を行う組織が明確に定められていない。従って、3とした。</p> |

**基準6 教員・教員組織 点検・評価項目④**

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

| 自己評価     | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料  |
|----------|--|---|
| <b>4</b> | <p><b>【自己評価】</b><br/>                     法学研究科では、MD一貫制の修士・博士後期課程、修士課程の特定課題、LL.M.の各専攻において定期的にFD活動が行われている。2023年度からは、教育改善・研究・社会貢献活動にかかる資質向上を目的とした大学院法学研究科全体のFDが年4回程度実施されている。法学研究科の組織的なFDのあり方を検討する法学研究科自己点検・評価委員会が設置され、定期的に会合を行っている。同委員会の主導で教育改善を目的とした「学修成果の可視化」に伴うルーブリックを作成し、FD活動ではその内容を周知している。ルーブリックの個々の項目については広くアンケートを実施し、質問項目を見直すなど、定期的な改善を行っている。</p> <p><b>【課題】</b><br/>                     策定した実勢調査によるPDCAサイクルの実践。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b><br/>                     現状では、特になし。</p> | 2-①-1：2023年1月法学研究科運営委員会議事録（13. その他 > (2) 自己点検・評価に関する委員会設置の件）<br>2-①-3：第3回法学研究科自己点検・評価委員会議事録<br>2-①-4：2025年1月法学研究科運営委員会資料<br>1-②-1：第4回法学研究科自己点検・評価委員会議事録<br>6-④-1：FDプログラム2023年度下期報告書<br>6-④-2：FDプログラム2024年度上期報告書 |

**【評価基準】**

| 1                     | 2  | 3   | 4  | 5   |
|-----------------------|--|---|--|---|
| ・学部・研究科単位でFD活動を行っている。 | ・評価基準1を満たしている。<br>・課程ごとに教育改善にかかるFDが組織的に実施されている。<br>・教育に加えて研究や社会貢献活動にかかる資質向上を目的としたFDが実施されている。 | ・評価基準2を満たしている。<br>・エビデンスにより明らかになった課題の改善を目的としたFDプログラムを実施している。<br>・恒常的に専任教員の3/4以上がFDプログラムに参加している。 | ・評価基準3を満たしている。<br>・FD活動によって教育活動等の改善を行っている。 | ・評価基準4を満たしている。<br>・自己点検・評価の結果、FD活動の改善に取り組んでいる。<br>・専任教員全員が恒常的にFDプログラムに参加している。 |

**【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】**

|   |
|---|
| <p>■前年度の課題</p> <p>FDの意義、あり方じたいを検討し、コンセンサスを得る。</p> |
| <p>■指摘事項に対する取り組み状況</p>                            |

**【大学点検・評価委員会による評価】**

| 評価       | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）                             |
|----------|--|
| <b>1</b> | 教育改善に加えて研究や社会貢献活動に係る資質向上を目的としたFD活動の実施が読み取れなかったため、1とした。 |

**基準6 教員・教員組織 点検・評価項目⑤**

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

| 自己評価     | 取り組み状況（目安400字程度以内）   | 根拠資料   |
|----------|--|--|
| <b>3</b> | <p><b>【自己評価】</b></p> <p>ディプロマ・ポリシー（DP）、アセスメント・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）の相互関連を明確にしたほか、これらに教育改善を目的とした「学修成果の可視化」に伴うルーブリックを組み合わせることで、教員と学生の双方の側からの自己評価や現在の教育体制に足りないものを可視化する仕組みが整っている。得られたフィードバックは、法学研究科自己点検・評価委員会内での分析・評価を経て各種FD活動に反映され、個々の教員の教育活動の改善つなげていくほか、中長期的にはDP・AP・CPの見直しや、教員組織の編制方針の策定にあたっても参考にしている。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>ルーブリックの活用をどの程度まで浸透させることができるか。運用を重ねる中で評価項目の適切さや科目ごとの性質の違いにも配慮して不断の改善を行い、情報の精度を高める必要がある。</p> <p><b>【グッドプラクティス】</b></p> <p>現状では、特になし。</p> | <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について）&gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 1.卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/</a></p> <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について）&gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 2.教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/</a></p> <p>1-①-1：法学研究科Webサイト（研究科について）&gt; 法学研究科における3つの方針 &gt; 3.入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）<br/> <a href="https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/">https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/</a></p> <p>2-①-1：2023年1月法学研究科運営委員会議事録（1）～（5）～（9）～（10）～（11）～（12）～（13）～（14）～（15）～（16）～（17）～（18）～（19）～（20）～（21）～（22）～（23）～（24）～（25）～（26）～（27）～（28）～（29）～（30）～（31）～（32）～（33）～（34）～（35）～（36）～（37）～（38）～（39）～（40）～（41）～（42）～（43）～（44）～（45）～（46）～（47）～（48）～（49）～（50）～（51）～（52）～（53）～（54）～（55）～（56）～（57）～（58）～（59）～（60）～（61）～（62）～（63）～（64）～（65）～（66）～（67）～（68）～（69）～（70）～（71）～（72）～（73）～（74）～（75）～（76）～（77）～（78）～（79）～（80）～（81）～（82）～（83）～（84）～（85）～（86）～（87）～（88）～（89）～（90）～（91）～（92）～（93）～（94）～（95）～（96）～（97）～（98）～（99）～（100）～（101）～（102）～（103）～（104）～（105）～（106）～（107）～（108）～（109）～（110）～（111）～（112）～（113）～（114）～（115）～（116）～（117）～（118）～（119）～（120）～（121）～（122）～（123）～（124）～（125）～（126）～（127）～（128）～（129）～（130）～（131）～（132）～（133）～（134）～（135）～（136）～（137）～（138）～（139）～（140）～（141）～（142）～（143）～（144）～（145）～（146）～（147）～（148）～（149）～（150）～（151）～（152）～（153）～（154）～（155）～（156）～（157）～（158）～（159）～（160）～（161）～（162）～（163）～（164）～（165）～（166）～（167）～（168）～（169）～（170）～（171）～（172）～（173）～（174）～（175）～（176）～（177）～（178）～（179）～（180）～（181）～（182）～（183）～（184）～（185）～（186）～（187）～（188）～（189）～（190）～（191）～（192）～（193）～（194）～（195）～（196）～（197）～（198）～（199）～（200）～（201）～（202）～（203）～（204）～（205）～（206）～（207）～（208）～（209）～（210）～（211）～（212）～（213）～（214）～（215）～（216）～（217）～（218）～（219）～（220）～（221）～（222）～（223）～（224）～（225）～（226）～（227）～（228）～（229）～（230）～（231）～（232）～（233）～（234）～（235）～（236）～（237）～（238）～（239）～（240）～（241）～（242）～（243）～（244）～（245）～（246）～（247）～（248）～（249）～（250）～（251）～（252）～（253）～（254）～（255）～（256）～（257）～（258）～（259）～（260）～（261）～（262）～（263）～（264）～（265）～（266）～（267）～（268）～（269）～（270）～（271）～（272）～（273）～（274）～（275）～（276）～（277）～（278）～（279）～（280）～（281）～（282）～（283）～（284）～（285）～（286）～（287）～（288）～（289）～（290）～（291）～（292）～（293）～（294）～（295）～（296）～（297）～（298）～（299）～（300）～（301）～（302）～（303）～（304）～（305）～（306）～（307）～（308）～（309）～（310）～（311）～（312）～（313）～（314）～（315）～（316）～（317）～（318）～（319）～（320）～（321）～（322）～（323）～（324）～（325）～（326）～（327）～（328）～（329）～（330）～（331）～（332）～（333）～（334）～（335）～（336）～（337）～（338）～（339）～（340）～（341）～（342）～（343）～（344）～（345）～（346）～（347）～（348）～（349）～（350）～（351）～（352）～（353）～（354）～（355）～（356）～（357）～（358）～（359）～（360）～（361）～（362）～（363）～（364）～（365）～（366）～（367）～（368）～（369）～（370）～（371）～（372）～（373）～（374）～（375）～（376）～（377）～（378）～（379）～（380）～（381）～（382）～（383）～（384）～（385）～（386）～（387）～（388）～（389）～（390）～（391）～（392）～（393）～（394）～（395）～（396）～（397）～（398）～（399）～（400）～（401）～（402）～（403）～（404）～（405）～（406）～（407）～（408）～（409）～（410）～（411）～（412）～（413）～（414）～（415）～（416）～（417）～（418）～（419）～（420）～（421）～（422）～（423）～（424）～（425）～（426）～（427）～（428）～（429）～（430）～（431）～（432）～（433）～（434）～（435）～（436）～（437）～（438）～（439）～（440）～（441）～（442）～（443）～（444）～（445）～（446）～（447）～（448）～（449）～（450）～（451）～（452）～（453）～（454）～（455）～（456）～（457）～（458）～（459）～（460）～（461）～（462）～（463）～（464）～（465）～（466）～（467）～（468）～（469）～（470）～（471）～（472）～（473）～（474）～（475）～（476）～（477）～（478）～（479）～（480）～（481）～（482）～（483）～（484）～（485）～（486）～（487）～（488）～（489）～（490）～（491）～（492）～（493）～（494）～（495）～（496）～（497）～（498）～（499）～（500）～（501）～（502）～（503）～（504）～（505）～（506）～（507）～（508）～（509）～（510）～（511）～（512）～（513）～（514）～（515）～（516）～（517）～（518）～（519）～（520）～（521）～（522）～（523）～（524）～（525）～（526）～（527）～（528）～（529）～（530）～（531）～（532）～（533）～（534）～（535）～（536）～（537）～（538）～（539）～（540）～（541）～（542）～（543）～（544）～（545）～（546）～（547）～（548）～（549）～（550）～（551）～（552）～（553）～（554）～（555）～（556）～（557）～（558）～（559）～（560）～（561）～（562）～（563）～（564）～（565）～（566）～（567）～（568）～（569）～（570）～（571）～（572）～（573）～（574）～（575）～（576）～（577）～（578）～（579）～（580）～（581）～（582）～（583）～（584）～（585）～（586）～（587）～（588）～（589）～（590）～（591）～（592）～（593）～（594）～（595）～（596）～（597）～（598）～（599）～（600）～（601）～（602）～（603）～（604）～（605）～（606）～（607）～（608）～（609）～（610）～（611）～（612）～（613）～（614）～（615）～（616）～（617）～（618）～（619）～（620）～（621）～（622）～（623）～（624）～（625）～（626）～（627）～（628）～（629）～（630）～（631）～（632）～（633）～（634）～（635）～（636）～（637）～（638）～（639）～（640）～（641）～（642）～（643）～（644）～（645）～（646）～（647）～（648）～（649）～（650）～（651）～（652）～（653）～（654）～（655）～（656）～（657）～（658）～（659）～（660）～（661）～（662）～（663）～（664）～（665）～（666）～（667）～（668）～（669）～（670）～（671）～（672）～（673）～（674）～（675）～（676）～（677）～（678）～（679）～（680）～（681）～（682）～（683）～（684）～（685）～（686）～（687）～（688）～（689）～（690）～（691）～（692）～（693）～（694）～（695）～（696）～（697）～（698）～（699）～（700）～（701）～（702）～（703）～（704）～（705）～（706）～（707）～（708）～（709）～（710）～（711）～（712）～（713）～（714）～（715）～（716）～（717）～（718）～（719）～（720）～（721）～（722）～（723）～（724）～（725）～（726）～（727）～（728）～（729）～（730）～（731）～（732）～（733）～（734）～（735）～（736）～（737）～（738）～（739）～（740）～（741）～（742）～（743）～（744）～（745）～（746）～（747）～（748）～（749）～（750）～（751）～（752）～（753）～（754）～（755）～（756）～（757）～（758）～（759）～（760）～（761）～（762）～（763）～（764）～（765）～（766）～（767）～（768）～（769）～（770）～（771）～（772）～（773）～（774）～（775）～（776）～（777）～（778）～（779）～（780）～（781）～（782）～（783）～（784）～（785）～（786）～（787）～（788）～（789）～（790）～（791）～（792）～（793）～（794）～（795）～（796）～（797）～（798）～（799）～（800）～（801）～（802）～（803）～（804）～（805）～（806）～（807）～（808）～（809）～（810）～（811）～（812）～（813）～（814）～（815）～（816）～（817）～（818）～（819）～（820）～（821）～（822）～（823）～（824）～（825）～（826）～（827）～（828）～（829）～（830）～（831）～（832）～（833）～（834）～（835）～（836）～（837）～（838）～（839）～（840）～（841）～（842）～（843）～（844）～（845）～（846）～（847）～（848）～（849）～（850）～（851）～（852）～（853）～（854）～（855）～（856）～（857）～（858）～（859）～（860）～（861）～（862）～（863）～（864）～（865）～（866）～（867）～（868）～（869）～（870）～（871）～（872）～（873）～（874）～（875）～（876）～（877）～（878）～（879）～（880）～（881）～（882）～（883）～（884）～（885）～（886）～（887）～（888）～（889）～（890）～（891）～（892）～（893）～（894）～（895）～（896）～（897）～（898）～（899）～（900）～（901）～（902）～（903）～（904）～（905）～（906）～（907）～（908）～（909）～（910）～（911）～（912）～（913）～（914）～（915）～（916）～（917）～（918）～（919）～（920）～（921）～（922）～（923）～（924）～（925）～（926）～（927）～（928）～（929）～（930）～（931）～（932）～（933）～（934）～（935）～（936）～（937）～（938）～（939）～（940）～（941）～（942）～（943）～（944）～（945）～（946）～（947）～（948）～（949）～（950）～（951）～（952）～（953）～（954）～（955）～（956）～（957）～（958）～（959）～（960）～（961）～（962）～（963）～（964）～（965）～（966）～（967）～（968）～（969）～（970）～（971）～（972）～（973）～（974）～（975）～（976）～（977）～（978）～（979）～（980）～（981）～（982）～（983）～（984）～（985）～（986）～（987）～（988）～（989）～（990）～（991）～（992）～（993）～（994）～（995）～（996）～（997）～（998）～（999）～（1000）</p> |

**【評価基準】**

| 1  | 2   | 3  | 4  | 5   |
|--|---|--|--|---|
| ・教員組織に関する自己点検・評価に対する基準、体制、方法、プロセス等を検討している。 | ・評価基準1を満たしている。<br>・教員組織に関する自己点検・評価に対する基準、体制、方法、プロセス等を内規等で定めている。 | ・評価基準2を満たしている。<br>・教員組織に関する自己点検・評価を実施している。 | ・評価基準3を満たしている。<br>・教員組織に関する自己点検・評価の結果を踏まえ改善に取り組んでいる。 | ・評価基準4を満たしている。<br>・教員組織に関する自己点検・評価を踏まえ定期的に改善を行っている。 |

**【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】**

|   |
|---|
| <p>■前年度の課題</p> <p>システムとしての教員組織の自己点検・評価の在り方について、その意義から検討を始める。基準・内規等を定める。</p> <p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>DP・AP・CPの相互関連の確認とルーブリックの作成により、教育向上や教員組織のあり方を見直す仕組みを整えた。</p> |
|---|

**【大学点検・評価委員会による評価】**

| 評価       | 意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）   |
|----------|--|
| <b>1</b> | <p>教員組織について、以下の点を検討するための内規、方針等を定めていることが提出資料から確認できなかったため、1とした。①点検・評価を行う組織、②点検・評価結果に基づいて改善を検討する組織（①と②は同一の組織でもよく、既存の組織の活用も可能）、③点検・評価の頻度・スケジュール、④点検・評価に用いる指標</p> |

<人材養成の目的、3ポリシー、学修成果、アセスメントポリシー、カリキュラム、入試制度の変更>

※2023年10月以降に変更を決定した項目があれば記載してください。

| 項目               | 変更時期     | 変更内容                     | 変更理由・変更の根拠               |
|------------------|----------|--------------------------|--------------------------|
| 人材養成その他の教育研究上の目的 | 2024年10月 | 法曹養成専攻課程の追加              | 法学研究科と法務研究科の統合（以下、研究科統合） |
| ディプロマ・ポリシー       | 2024年10月 | 法曹養成専攻課程の追加と研究科統合による形式的な | 研究科統合による                 |
| カリキュラム・ポリシー      | 2024年10月 | 法曹養成専攻課程の追加              | 研究科統合による                 |
| アドミッション・ポリシー     | 2024年10月 | 法曹養成専攻課程の追加と研究科統合による形式的な | 研究科統合による                 |
| 学修成果             | 2024年10月 | 法曹養成専攻課程の追加              | 研究科統合による                 |
| アセスメント・ポリシー      | 2024年10月 | 法曹養成専攻課程の追加              | 研究科統合による                 |